

寒川町事業仕分け 実施結果と町の方針

事業名	企画調整事務			主管課	企画調整担当
仕分け結果	不要	民間	国・県・広域	町(要改善)	町(現行どおり)
	0	5	0	0	0
コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転回場の必要性が不明。採算がとれれば本来は民間であるべき。 ・ バス業者が負担すべき。採算ラインについて、理論武装し、バス事業者ときちんとした協議を行うべき。 ・ 転回場が路線継続の絶対条件でない以上、あえて町が金を出してやらなくても良いと思われる。 ・ 路線が黒字であれば、事業者が転回場の確保をすると思うが、280万円をかける意味がよくわからない。 ・ 当面町でも良いが、将来的には事業者負担に切り替える。(現状継続に期間を定める) 				
今後の方針	町(現行どおり)				
理由	<p>従前は、バス転回場のようなバス事業に要する施設は、バス事業者が事業実施のために確保していたものであったが、平成14年の道路運送法の改正によりバス路線に関する規制緩和があり、交通空白地域が出てくる中で平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定され、市町村の責務として、主体的に地域公共交通の活性化<略>に取り組むよう努めることが定められた。このため、寒川駅南口を含めた地域全体の活性化のための公共交通を確保し、利便性を図る必要から町としてバス転回場用地を確保する必要があるため、現行どおりとする。</p>				